

戦後改革期における日本側農政当局の農業改革構想

—「戦後農政」研究序説—

庄 司 俊 作

はじめに

日本農業経済史も戦後期を対象に研究すべき時期が来た。現に戦後農政や高度成長期の農業問題、「政府—農民」関係に関する歴史的研究の成果が現れている⁽¹⁾。その理由の一部は農業以外の分野で一九五〇～六〇年代の研究が盛んに行われるようになつたことや戦後半世紀という時間の長さにあると考えられる。だが筆者としては、「戦後日本農業の変質」「戦後社会の構造疲労」とされる現在の問題状況がもつ意味を重視したい。今後研究が活発化するのを予測する理由はここにある。農業政策をみても、一九九〇年代に時代の変化が明瞭となつた。

戦後日本農業は、農地改革、食糧管理法（一九四二年）、農業協同組合法（一九四七年）、農地法（一九五一年）と戦時期以降とくに戦後改革期に制度の骨格が形成された。農業基本法（一九六一年）はそれらを前提に日本経済の新たな段階に対応する包括的な農業政策の目的・体系・手法を定めたもので、これまで日本農業の枠組を作ってきた。こうした制度と政策の枠組、つまり戦後農政のもとでとりあえず日本の農業と農村社会は一定の発展を遂げ、安定的な構造を保ってきた。しかし、一九九〇年代に入ると、食糧管理制度は崩壊。農協はバブル経済に酔いした後、大型合併による金融再編の波をまともにかぶり、経営の先行きが懸念されるなかで組織再編・合併によ

る生き残りに必死である。農地制度では、株式会社への農地取得容認論が現れ、農地耕作者主義を根本理念とする農地法の真価が問われ出した。農工間の所得格差是正を基本理念とした農業基本法は一九九九年七月、日本農業をWTO自由貿易体制に整合させるべく廃止され、食糧安全保障と農業の多面的機能を基本理念とする「食料・農業・農村基本法」が制定された。米価政策を太宗にした戦後農業保護政策の撤廃が積極的に進められ、日本社会から農業問題は「切り捨て」られようとしている⁽²⁾。政権政党の農業利害の軽視とそれに代わる公共事業→雇用確保による地方の政治的統合策の進展がその政治的な現れである。

日本農業は今や分岐点に立ち、その将来を決定する重大な選択を迫られるにいたった。戦後農政の制度や理念を踏まえて日本農業再生のゼザインを新たに築いていくのか、それともそれを清算してしまうのか。現在の問題状況は、戦後農政とは何か、という問いを鋭く提起している。歴史研究としての戦後農業研究はこの問題に正面からチャレンジしていくべきだろう。

本稿は、以上の問題意識のもとに、戦後農政への歴史過程を明らかにするものである。戦後農政の研究といふことなら、本来上記した個別の制度・政策のいづれかを取り上げ、その形成・展開または現実的機能を分析すべきだが、それは今後の課題とする。ここではちょっと迂遠になるが、戦後改革期の日本側農業改革構想を分析することにする。

戦後農政研究を謳いながら、なぜ、当該時期の、かかるテーマについて論じるのか、に関してはさらに具体的な説明が必要であるが、それは次章で改めて述べることにしよう。

一 日本側農政当局の主体性とその分析の意義について

日本占領史研究は豊富な成果をもっているが、そこにはかなり重大な問題点があるように思える。つまり、戦後

の諸改革がもっぱらアメリカ側から分析され、戦後日本の歴史的な形成がアメリカ側のイニシアティブだけから捉えられる傾向が強い。これは何も戦後の日本社会を積極的に評価する論者に限らない。例えば江藤淳のようにそれと全く対立する論者の場合も同じで、こうしたスタンスでこの時期を捉えている。周知のようにこの時代に関する江藤のイメージは日本側がその選択の自由や主体性を完全に奪われた暗黒の時代といったものである。しかし、このような研究の方法や歴史像は正確なものではない。

農業分野の研究ではどうか。本稿の立場からいって、農業の戦後改革期に関するこれまでの研究には偏りがある。第一に、農地改革に研究が集中していた。第二に、拙著で指摘したように農地改革研究は一九七〇年代に第二波というべき盛り上がりがあった⁽³⁾。そこでは主として農地改革立案過程が分析された。しかし、分析対象とされたのはもっぱら占領軍とくにアメリカ側の動きであり、日本側には十分に注意が向けられてこなかった。

農地改革以外の農業改革に関しては、アメリカ側の関わりはいくつかのテーマで研究され、GHQの資料が翻訳されているが、日本側の関わりや動向については全くといっていいほど研究されていない。これは日本占領史研究の一般的動向に対応したものであることは明らかだが、それとともに、おそらく日本側農政当局が独自に立案したいわゆる第一次農地改革案の相対的な不徹底性も関係していると思われる。そのため、第一次農地改革が不当に過小評価され、日本側農政当局の農業改革構想に関するものその歴史的な意味づけがなおざりにされてきたのではないか。不徹底な農地改革案しか立案できない日本側農政当局の構想など取るに足りないといった見方が支配的だったのではないか。

そこで問題となるのは、第一次農地改革案および日本側農政当局が農地改革の実行に果たした役割の評価である。

まず、第一次農地改革の評価について。これまで第一次農地改革案は常に第二次農地改革と対比して評価されてきた。しかしこれは、第一次農地改革の過小評価となるので、正確な評価方法とはいがたい。評価の視点を変え

る必要がある。第一に、日本の農地改革を含む土地改革の本質を踏まえるべきである。一般的にいって、土地改革は所有する者と所有しない者の利害の基本的対立を含んだすぐれて「政治的な事柄」で、地主の犠牲において財産と所得の再分配、政治権力や社会的地位等の変更を急激に行う「革命的措置」である。⁽⁵⁾ それだけに、政治体制の転換でもないと、きわめて困難な事業となる。第二に、日本と世界の比較検討の立場からみる必要がある。戦時農地政策について「世界史的水準で言えば、農地改革といつていいほどの農地制度の改革が行なわれた」という評価があるが、賛成である。しかし、敗戦前は国家が農地の所有権に介入することはタブーで、農地の再配分はついに行えなかつた。ところが、日本側は、敗戦に乗じて、第一次農地改革で独自にそれを行おうとしたのである。

次に、日本側農政当局の役割について。他の改革に比べても、農地改革は、日本側がかなり主体性を発揮した点で特徴がある。まず第一次農地改革の成立。一九四五年一二月九日の「農地改革についての覚書」が発せられた時点においても、「G H Qは農地改革について具体的な案を持たなかつた」という説があるが、こうした中でそれは日本側によって独自に立案された。

第二次農地改革の制定や実施にあたつても、日本側は重要な役割を果たしている。エピソード的な事実をいくつか拾いあげてみよう。①第二次農地改革の立案に着手した矢先の一九四六年三月下旬、ウォルフ・ラデジンスキ⁽⁶⁾ らは当農政局長だった和田と会談し、農地価格や小作料を金額で決めることは望ましくない旨伝えていた。この弾力的な価格の構想は那須皓のアドバイスによるものであつたが、日本側によつてつぶされたことは明らかである。②時期が明確にされていないがラデジンスキ⁽⁷⁾ と和田博雄農相の、前者の宿舎・第一ホテルでの「深夜の論争」。これについては和田の元通訳が証言しているが、農地改革の過程で農地買収対価をめぐつて農地証券の物価スライドを主張したラデジンスキ⁽⁸⁾ に対し、和田は強硬に反対、それを阻止した。なお、和田は改革後の激しいインフレを予想したからということだが、和田の真意については疑問である。③②の背景に関わる大和田啓氣の証言。「そ

戦後改革期における日本側農政当局の農業改革構想

れを（インフレにより農地価格が極めて割安となること——庄司）を維持して農地改革を進めることは、アメリカデモクラシーにとって深刻な問題となつた。総司令部内においても異論が出たが、農地改革（「農地価格」の間違いか——庄司）を改定することは結局それを崩壊させるという農林省の判断にN R Sも同調し、その完遂に努力した^⑩。

ラデジンスキイは中小地主の運命に「非常な関心」をもち、インフレのもとで農地改革を実施することには「非常に慎重な態度」をとったとされるが、その理由は大和田の捉え方で間違いないだろ^う。つまり、アメリカン・デモクラシーの立場に立てば、中小地主の困難な状況を無視し、地主制を徹底して解体する改革を推進することは困難となるということである。だとすれば、②はラデジンスキイ、和田二人の個人的な対立とみることはできない。それはもっと根の深いもので、土地所有権に対する思想性の相違に根ざしたものというべきである。

日本の農地改革は結果的に世界で他に例を見ないほどラディカルなものになつた。それは改革の内容とともに、大きくは戦後のインフレによる。このことを思えば、和田をはじめ日本側農政当局が農地価格の問題で譲歩しなかつたことはきわめて重要な意味がある。日本の農地改革はこうした厳しい姿勢によって成就した。こうした点では、日本側の、地主の犠牲を考慮しない「革命性」は、アメリカ側を凌いでいたという事実が忘れられてはならない。誤解のないように付言すれば、以上は決して、第一次農地改革案と第二次農地改革の差異、断続面を軽視することではない。また、農地改革における占領軍の決定的な役割は疑問の余地がない。第二次農地改革が農地改革の平和的遂行あるいは戦後農地制度の形成という点で画期的な意味をもつたことも確認される必要がある。^⑪

その上でのことだが、農地改革にあたって日本側農政当局がおおいに主体性を発揮し、重要な役割を果たしたこと改めて注目されなければならない。農地改革に関しては、その主体の役割の評価が問題点として残されている。つまり、「占領軍が主役であったか否か、決定的な役割を演じたと見るべきか否か」という問題であるが、この点

も具体的、歴史的に論じられる必要がある。占領軍の決定的役割を主張するのであれば、日本側の条件つまり農村社会構造の変化や農地政策の歴史、農地改革を一貫して追求した官僚層の役割、行政・組織機構の整備といった国内的条件を農地改革を可能にした条件として同じように評価するのでなければ、客観的な見方ではない。要は、占領軍、日本側のそれぞれの役割を具体的に捉えることである。そして、こうした日本側農政当局がこの時期、農地改革以外に農業改革構想を練り上げていたのである。

政策としての重要性からいって、当時日本側にとって最重要の政策課題が農地改革であったことは議論の余地がない。また、農業改革構想といつても、正式にまたは何かまとまった形で出されていたわけではない。その点で「構想」というのは厳密にいえば正確でないかもしない。だが農政当局は、農地改革を行えば自動的に日本農業が発展するなどという考えには立っていないかった。農政当局にとって、農地改革以外の農業改革構想は日本農業の発展を推進するうえで戦略的に不可欠なものであり、しかもその政策的な考え方には日本農業の特質および歴史を踏まえた数々の創意があった。

したがって、それを考察することは、単に当時の日本側農政当局の政策的な考え方を明らかにするというだけではなく、戦後農政や戦後の農協のあり方、ひいては日本農業をめぐる今日の問題状況を考えるうえで重要な意味をもつ。これが、戦後農政研究を謳いながら、敗戦直後の日本側農業改革構想を分析する理由である。

二 農業改革構想の内容

1 「農地管理」構想の登場

戦後改革期の農業改革構想を見る前に、敗戦直前の時期に重要な構想が登場しているので、まずこれから検討する必要がある。

戦後改革期における日本側農政当局の農業改革構想

農政当局は一九四五年七月、直前に制定された戦時緊急措置法に基づき「国内戦場化に伴う食糧対策」（以下「食糧対策」と略記）の勅令による実施を企図した。つまり、農商省は既に「食糧対策」を策定していたが、その中に小作料金納化の一条項を盛り込んで実施しようとした。これは農地政策の新たな段階を画するものとして注目されている。⁽¹⁴⁾しかし、次官会議を通った後農商大臣石黒忠篤が閣議で自ら小作料金納化の条項だけを撤回し、この試みは挫折した。閣議を通った、小作料金納化を除く「食糧対策」も敗戦により実施されることはなかつたが、この中に部落農業団体による農地の管理や耕地整理の実施などの規定があつた。

農地の管理とは何か。「食糧対策」に添えられている「農業生産確保ニ関スル緊急措置要綱（案）」⁽¹⁵⁾をみると、農地耕作権の配分調整が考えられていたことが分かる。つまり、①農家の経営能力や土地生産力等を考慮して各農家の責任耕作面積を確定する、②耕作面積の配分調整を図るため農地耕作権の譲渡、譲受、交換・舊貸、その他について勧告・斡旋を行う、③農地集団化のため耕作権の交換分合について斡旋する、④新たに農地の賃貸契約を締結するなどの際相手方について「指図」する、等。これらが部落農業団体の役割として規定されていた。

戦時下農地の国家的統制が推進され、所有権の移転や耕作権の設定、移転に統制が加えられるようになつた。地主による小作地取り上げもかなり制約された。だがそれらは、農地の利用形態を考え耕作権の配分調整を行つものではなかつた。⁽¹⁶⁾「食糧対策」の農地管理の規定はそこが異なつていて、農地は出来るだけ有効に利用すべきだという考え方方に立つて、部落農業団体に耕作権の配分調整まで行わせようとした。戦時下の私権に対する過度の介入という側面を強くもつが、既に行われていた農地の統制に比べさらに一步も二歩も踏み込んだ内容となつていたのである。

農地管理構想の登場は、農政当局の農地觀・農業觀がそれまでは大きく変化したことを物語つていると思われる。それは小作料金納化を根拠づける考え方の中によく現れている。その直接の根拠は米国家管理下の米価政策の

合理化という観点から与えられている。つまり、消費者に低米価政策を維持しつつ生産者に適正な生産費と利潤を保証すべき生産者価格政策を追求するには代金納制下の二重米価制はネックとなっているのである。

注目されるのは、小作料代金納化によって地主の「生産者化、經營者化」が推進され、農業生産は「私的生産」から「公的生産」に転化し「国家的目標」をもつようになつたが、小作料金納化によってそれらが徹底する、とされている点である。つまり、食糧問題を媒介にして、農業の公共性（ただし国家的）が明確にされた。

2 農地改革の覚書に対する回答

一九四五年一二月にGHQから発せられた「農地改革についての覚書」に対する農林省の回答（翌年三月一五日）の中に、敗戦後の農地改革を含む農業改革構想がかなり体系的に示されている。覚書が発せられた経過、その内容や影響については他の研究⁽³⁾を参照してもらうことにして、この回答から農政当局の農業改革構想の全体的な輪郭を明らかにしてみよう。

最初に留意点を二点述べておきたい。第一に、日本側、GHQの両方にとって農地改革は当時の最重要課題であり、回答でも中心テーマとして過半の分量をとっていたが、ここでは触れなくていいだろう。覚書が発せられて以降第一次農地改革までの経過は周知の点であるし、農地改革に関する回答自体は今では内容的にほとんど意味がなくなっているからである。

第二に、農地改革以外の農業改革構想を知る上で回答がどれだけ意味をもつかについてである。農林省に求められた回答は項目が大きく五つの柱からなっているが、それらはGHQによって項目が立てられ、各主題も決められていた。そのうちの一一番目から三番目までの三項目は農地改革の方法に関するものであった。ここでは新自作農が再び小作人に転落しないための保護政策を検討するが、これが四番目の項目。もう一つその他の計画として農業災

戦後改革期における日本側農政当局の農業改革構想

害からの農民保護策があげられている。新自作農転落防止策については細かく五点問われているが、その項目立て、各主題もG H Qによつて提示されていた。①適性な利子率による長期・短期農業金融の普及、②加工業者等の搾取からの農民保護策、③農産物価格政策、④農民への技術普及浸透計画、⑤農業協同組合運動の助長奨励計画、がそれである。例えば、⑤に関しては「非農民的利害ニ支配セラレズ且日本農民ノ經濟的文化的進歩ヲ目的トスル農村協同運動ノ公正並ニ獎励計画」となつており、この要請を前提に農林省は回答しなければならなかつたのである。以上のような問題点があつたが、覚書は日本の農業問題についてかなり正確な理解に立つて作成されていたと考えられるので、それに対する回答は日本側農政当局が当時考えていた農業改革構想のアウトラインを知る手がかりになるだろう。⁽⁵⁾

農地改革は日本農業の発展の基本条件であるが、あくまで「農業内部」の条件をつくるだけのものであり、それが所期の目的を達成できるかは「日本經濟の全構造」、特に農村過剰人口問題の帰趨に依存するというのが日本側農政当局の認識であつた。そして、重化学工業が壊滅し人口過剰問題も深刻化するだけで解決の日処もつかない当時の経済構造のもとでは、農業經營の発展は阻害される可能性さえあると認識されていた。こうした現状認識からすると、新自作農転落防止策はきわめて重要な政策課題になる。

だが、日本側が新自作農転落防止策として具体的に示した構想には、単にそれだけの意味にとどまらない、より積極的な内容をもつものが含まれていた。こうした観点から、この構想の内容を検討してみよう。回答は多岐にわかつっているが、ポイントは次の三点にあつた。

第一は、新自作農転落防止策上記④に当たる農業技術指導農場の設置および食糧増産実践班の組織化である。前者は気候や土壤等の立地条件および經營条件をほぼ等しくする約五町村に一か所の割合で指導農場を設置するといふもので、一九四五～四七年の三年間で一府県に二〇～五〇か所設置する計画であった。農業技術指導農場は県営

で、二町歩の試験農地をもち、技術者が駐在し実際作物を栽培することによって施肥・病虫害防除・農具等に関する成果を具体的に農民に展示しながら指導する仕組みであった。戦時に一時制度化されたことがあった⁽²⁾が、戦後その本格的な展開が企図されたのである。後者は機械・家畜の共同利用や共同作業を目的にしていった。部落を単位に組織し、班長には部落で「一番優レタ人物ヲ部落農民ノ中」から選出する、そして班長は農業技術指導農場において技術を鍛錬することが期待され、そうした部落内最優秀技術をもった中心人物として共同作業に当たる、というのがこのアイディアの考え方である。

第二は、農協による農地の管理である。この点は農地改革の方法に関する箇所と新自作農転落防止策の農協の機能に関する箇所の両方で触れられているが、回答の中ではかなり重要な意味をもつものと考えられていたことは確かである。農地の管理が具体的に何を指すかは明らかにされていないが、農地改革の方法に触れた箇所では、農地の所有権や賃借権等の権利の設定、移動の統制と区別されている。このことからみて、前述の「国内戦場化に伴う食糧対策」における農地管理の思想、つまり耕作権の配分調整を念頭においていたことはほぼ間違いない。農協が管理の主体とされたのは、農協の組織についての次ののような考え方と関連があると思われる。

第三は、農協の組織と機能である。①組織の四段階制の構想、つまり市町村農業協同組合の下部組織として部落段階に農事実行組合を組織する、②農事実行組合は統制権能をも付与し出来るだけ強力な組織にする、③部落農業計画の企画と推進、農地および農機具の管理、共同作業、共同経営、部落農民の利益の代表、生活改善等の文化活動等の事業を行う農民の「生産共同体」としてそれを機能させる、というのが案の骨子であった。

三 農政当局の中国体験と農業改革構想

農地改革の方式を含むこうした農業改革構想は、どのように形成されたのか。この点を、個々の官僚の具体的な

行動や相互の関係から明らかにしてみよう。

軸になるのは、二組の官僚、つまり湯川元威と間部彰、もう一つは東畑四郎と秋本真次郎である。行論の便宜上各ペアを組み合わせたが、もちろん四名は相互につながりがあった。相互の関係をキーワードで示すとすれば、四名については「中国体験」「農業技術」であり、とくに東畑と秋本の関係では敗戦直前の「農地改革の準備」、上述の「農業改革構想」ということになる。このようにまとめると、農地改革をはじめ農業改革構想が形成されてくる歴史的な背景に、農政当局の中国体験があつたことが浮かび上がってくる。

まず湯川と間部について。湯河は「官僚の誇りと良心を生涯堅持した」「最も優秀な役人だった」とか、「官僚としての出世街道を歩」き、「農林省官僚の系譜の中で、やはりきわ立った存在だった」とか評されている。若い頃石黒農政課長のもとで働き、石黒とのつながりも強かった。当時後輩の和田博雄らと研究会で『経済学批判』等マルクスの著作を読み、「年とともに進歩的な方向に進み、特に左翼的な人に對する理解が深かつた」。一九三八年以降軍の農政顧問として興亞院華北連絡部等に勤務し、華北占領行政に従事。農政にくわしく、中国から帰国後は農務局長につき農地政策を手がける意欲をもっていたが、これからは食糧政策だと人に論され米穀局長に就いた。それ以後、四五年四月に農商次官になるまで約五年間食糧行政のトップで腕を振い、「食管の元祖」と呼ばれるようになる。

間部は滋賀県農事試験場・耕地課長を経て農商省の農産課長に就任、一〇年以上もその職にあつた（一九二五～三七年）。石黒の信任も厚かつたとみられる。地方および農業の実情に通じ、農業技術の専門家として該博な知識をもち、石黒の下で農政課に一時在職したときは外国雑誌ばかり読んでいた。国際事情に明るく、「国際經濟的な観点でものを見る着想が豊富なきわめて進歩主義者」であるとともに、長年中国の研究を行い、満州移民のやり方などには一貫して反対意見をもっていた。湯川は昭和恐慌期には間部の下で小麦増産計画の実施に携わったこと

があつて、後に間部から大きな影響を受けたとよく述懐していたといわれる。⁽²²⁾ 東畠四郎も、湯川が最も尊敬した人物は間部であったと述べている。⁽²³⁾

中国時代湯川の下で「湯川、東畠、秋本ライン」⁽²⁴⁾ を形成していたと評されるのが、東畠と秋本である。東畠は、農政課長のポストにあって戦時農地政策および第一次農地改革立案の中心となり、後に「最後の農林官僚」と呼ばれた。秋本はほぼ同時期に農産課長を務めた。間部の後輩課長で、二人は当然親しい関係にあった。東畠の農政課長在職期間は一九四三年八月から四六年五月まで、秋本の農産課長在職期間は四四年七月から四八年六月までである。秋本は戦後公職追放にあって農産課長を辞めるが、それにしても通常の課長在職期間からすると、二人は異例といえるほど長い。これは二人の存在と周囲の期待の大きさを示すものであろう。

中国の地で、農林省のエリート事務官湯川・東畠と農業技術者間部・秋本を結びつけたのは何であったのか。湯川は軍の農政顧問としてどのような施策を講じるか「深刻に悩んで」いた。東畠も同じであった。二人にとっては、植民地政策を土地問題に対する対応から始めるのか、それとも農業技術の改良という日本の伝統的な政策から着手するのかが問題であった。最終的に後者の方向で農政を進めることに落ち着き、農政大綱がまとめられたが、その結論を得るには、間部の広い見識が必要であり、また秋本ら専門のスタッフを抱え農業技術の試験研究に当らせる必要があつたということだろう。華北滯在中湯川は間部を北京に招待し（間部は農林省を既に退官していた）、ひと月を超える滞在期間中きわめて熱心に話を聞いたといわれる。⁽²⁵⁾

湯川・東畠らの中国体験を彩るもう一つの点は、「左翼的な人」が含まれていたことである。その一人は農林省の役人で講座派マルキストの井上晴丸、もう一人は井上の親友でもあった福島要一である。井上は湯川の秘書役として中国に渡ったが、既に主著『日本産業組合論』を完成していた。福島は作物学を専攻する技術者で、西ヶ原農事試験場から来ていた。

さて、年月は流れて敗戦直前の時期。それぞれ農政課長、農産課長となっていた東畑と秋本は傍目に「別頬の交わりを結んでおられた」と映る関係にあった。⁽²⁵⁾二人は図って鴻巣農事試験場内に興農寮という施設を建てていた。いつ頃始まつたかは明らかでないが、ここで東畑を中心に農政に関する議論が行われた。農政課員だけではなく、他課からも議論に参加する者がいたようだ、例えば大和田啓氣は「一九四四年後半ぐらい」から加わったが、その時点ではまだ肥料統制課にいた。

大和田によれば、東畑は当時土地問題および技術指導の二つの政策課題をかかえていた。後者については技術指導の拠点として構想された前記の農業技術指導農場が議論された。東畑は事務官だけでなく、技術者の中でも信用があつたと伝えられる。こうした点で、農業技術指導農場の構想は大和田が指摘しているように東畑と秋元の「合作」⁽²⁶⁾といえる。

農地改革についても議論が行われた。それは一九四五年の春から夏にかけてであった。興農寮でそのための合宿が行われたが、問題の性格上これは秘密裏でなければならなかつた。⁽²⁷⁾この中で具体的な施策として小作料金納化案が検討され、それが先に述べた「国内戦場化に伴う食糧対策」の中に盛り込まれることになったのである。

小作料金納化の試みと農政当局の中国体験との関わりはさしあたり次の三点から指摘できる。第一に、官僚機構の人事配置の問題。一九四五年四月湯川は農商次官に就任する。その他農商大臣は石黒忠篤、農政局長は小作料金制定時の農政課長であった梶原茂嘉で、東畑にいわせると「コンビネーションは絶好」⁽²⁸⁾であった。これが、東畑らが農地改革について具体的な議論を始めた重要な背景になつたことは間違いない。第二に、井上晴丸が検討作業に加わり、小作料金納化の「理論的根拠を与えた」ことである。⁽²⁹⁾この時期井上は食糧管理局技師を兼任しながら農商省米穀利用研究所に身を寄せていた。仕事は主に湯川の配慮によるもの、官憲の検束の恐れもあつたが東畑らが陰で動き防いだと伝えられる。⁽³⁰⁾

第三に、小作料金納化はあくまで戦時下の食料政策として企図されたものだが、東畠・井上らに即していえば、それだけには解消されない、彼らの中国体験に根ざした特別な思いがあつた。鴻巣農事試験場における農地改革論議の重要なテーマは、敗戦後のアメリカの出方についてであった。⁽³³⁾ 東畠らは敗戦をにらんで、アメリカが地主制を温存し占領政策を行うことを予期して小作料金納化を急いだ——。この点は東畠も後年述懐しているが、首肯しうるところである。東畠らの判断は自らの華北占領行政の体験やアメリカのフィリピン占領の経験に基づいていた。

四 農政当局の政策スタンス

1 農協・農業技術普及浸透構想の論理

農地改革の覚書に対する農林省の回答によれば、農地改革は、農民の社会的経済的地位を向上させ、農村を民主化し、農業生産力を正常に発展させる基本かつ前提として認識されている。農業の零細經營構造のもとで、農業經營の拡大発展が高率現物小作料と「遺制的小作関係」の支配によって阻止されている。こうした認識に立って農地改革の課題と性格が把握された。つまりそれは、地主的土所有を有利にし農民の寄生地主化をもたらすような、また地価と小作料を不当に高くし農民の土地負担を過大にするような「経済的病弊」を取り除き、農民に正当な労働の成果を獲得させ、農業の発展の途を切り開くものでなければならなかつた。

だが前述のように、農地改革は重要な第一歩になるとはいえ、それだけで農業の発展が保証されるとは考えられていなかつた。その発展の鍵は日本経済の構造とくに農村過剩人口問題に規定されるというのが日本側農政当局の認識であつた。こうした認識からすると、当時の日本経済は農業の発展にとってきわめて不利な状況にあつたことになる。

では農業經營の発展はどのような筋道と論理で構想されたのか。

そこで期待されたのが農協である。日本側の構想では、農協は農業経営の発展を推進する軸として位置づけられていた。

そこでは農協についての農政当局の構想を検討してみたい。検討の手がかりとなるのは大和田啓氣「市町村農業会の進路」⁽⁴⁾という論文である。これはある雑誌の一九四六年八月号に発表されたものだが、当時大和田は農政課事務官で、東畠課長の片腕といえる立場にあった。敗戦直前に農政課に異動し、まさに疾風怒濤の時期における同課の内情を詳しく知りうる人物であった。当然農地改革の覚書に対する回答の作成にも深く関わったはずであり、また後の農業協同組合法の作成過程においては第三次案の作成まで関与した⁽⁵⁾。こうしたことを考えれば、右は個人の論文という体裁をとっているが、実質的に農政当局の考え方を示すものとみなして間違いない。

大和田はまず、農地改革の意義について「小作地を自作地とすることの意味を過大に評価することは誤謬である」として「眞の農業改革」⁽⁶⁾のために「農業經營の様式に相当の変化」⁽⁷⁾がなければならないと主張する。つまり、「自作農になつても、平均一町歩足らずの小經營で、能率的な農機具を使用せず、唯肉体を酷使するだけの在来の農法を墨守するならば、自作農創設の政策は単に保守的な自作農をつくるだけに終つてしまふ」というのである。このように「合理的な農業經營」の実現が目さすべき目標であった。この場合「合理的」とは農業技術の水準に即して捉えられており、具体的には役畜と機械の利用を指している。それを実現する途として二つのコースが想定されていた。一つは、經營規模の大きい農家が個別の經營でこれを実現することである。經營規模でいえば一町歩以上、北海道では一〇町歩以上の經營が考えられており、その数合わせて五万二千戸余りである。だがこうした階層は全農家の一割にも及ばなかった。また、小型トラクターを導入するとして經營規模は一〇町歩が必要であった。これらを考えれば、この合理化のコースは大きな制約をもつことになる。

そこで、もう一つのコース、つまり「農業生産の協同化」によって農業經營の合理化を推進することが重視され

ることになる。そして部落段階の農事実行組合がその担い手として位置づけられた。農協は、信用と流通の事業を主とした戦前期の産業組合とは異なる新たな役割を与えた。もとよりそれはソビエト型の農業集団化が想定されていたわけではなく、あくまで個人経営の存立を前提としていた。また、戦時下の手労働を主とした共同作業や結とも区別されるべきものであった。高度な性能をもつ農機具の導入→農業技術のレベル・アップ→高能率な協同化の実現→協同化の促進という、発展の道筋が想定され、農地改革→自家経営への農民層の投資力強化がこれを担保するものと考えられた。

こうした協同化の実現可能性に関しては、たしかに農政当局もそれほど安易な見通しはもっていなかつた。⁽³⁶⁾ これは大和田論文からも明瞭にうかがえる。それによれば、協同化は農民層の自然の要求として出てくるものとは考えられていない。また、インフレによる農産物価格の上昇、労働力のダブつき、協同化のための農業技術の未確立、農機具の未発展など協同化を困難にする当時の条件も当然のごとく考慮されていた。

以上から明らかなように、農業技術の問題は農協構想の核心であった。つまり、手労働段階の農業にとどまる限り、農業生産の協同化といつても、構想倒れに終わる可能性が大きかった。農政当局はそれをよく理解していた。それゆえ、農業技術の普及浸透についてしっかりとした計画を立て、着実に実行していく必要があった。農業技術普及浸透構想は農協構想の実現にはなくてはならないものだった。

そこで、前述の農業技術指導農場設置および食糧増産実行班組織化の考え方を検討してみよう。農政当局は何を考え、かかる技術普及浸透の構想をもつに至ったのか。

農業技術指導農場については、既存の農事試験場が府県に一、二と数が少なく、多くの農民にとって距離的に遠いため「簡易ニ見ニ行クコトモ聞キニ行クコトモ出来ナイ」⁽³⁷⁾ と考えられたことが設置の理由である。また、農事試験場が農業技術の試験研究を目的としているのに対しても、農業技術指導農場は現場の農民にもっと密着し、文字通

戦後改革期における日本側農政当局の農業改革構想

り実践的な技術の普及浸透を目的としていたことも指摘しておくる必要がある。

食糧増産実行班は、農業技術指導農場を通した技術の普及浸透に組織的に対応することでより効果の実をあげることを狙つたものといえる。同時に、零細な経営面積、貧弱な資本のため機械の導入や貯蔵・加工等への設備投資が難しいという小農制約の克服策としても考えられていた。

ところで、東畑四郎の後任の農政課長で農業協同組合法の作成に当たった小倉武一は、農地改革の覚書に対する回答の農協案の特質について①生産共同体としての色彩が強い、②特殊農協等を除き組織機構が一定の枠のもとで固定化されている、③組合加入が強制されている、④強力な統制権をもつていて、したがつて⑤組合の設立や運営について自主性を欠いていた、等の点を指摘している⁽³⁸⁾。③は明らかに誤解で、したがつて⑤も言い過ぎだと思うが、いずれにせよ、回答段階の農協像はここでは触れなかつた農地管理の問題を含め公共的な性格を強く付与されていた。⁽³⁹⁾

では民主的な農協の育成という課題は、日本側の農協構想ではどのように考えられていたのか。この点で注目すべきは、農協の設立についての日本側農政当局の方針である⁽⁴⁰⁾。農協は何よりも農民の自主性や要求に根ざしたものであるべきだというのが日本側の基本的な認識であった。加入・脱退の自由は当然のことだが、単にそれが保証されればいいというものではなかつた。だが農政当局は、農地改革を実施したからといって、すぐに民主的な農協をつくる農民は育たないことも認識していた。となれば、こうした農協をつくるには相当の時間がかかることになる。こうした立場から、農業協同組合法成立後二年間は農業会の存立を認め、供出等の必要な事業を農業会に行わせる一方、農協はじっくり育てていくということを設立にあたつての方針とした。協同組合としての農協の本来的性格を考えれば、きわめてまつとうな考え方といえる。

いうまでもなく、農業生産の協同化という目的、農協の本来的性格を考慮したその設立の方針および農業技術の

普及浸透構想は結局アメリカ側の意向により実現を阻まれたり、大きく制約を受けることになった。こうした日本側農政当局の構想や考え方には、明確な政策スタンスがあった。それは、具体的な農民をよりどころに、農業の発展を展望するというスタンスである。あるいは日本農業の特質と発展の歴史に合致させながら、将来の構想を立てるというスタンスといつてもよい。

こうした政策スタンスに立って、日本側農政当局は農協と農業技術普及浸透の構想を立て、そしてその構想はまさにそれゆえにアメリカ側によって拒否されたといえる。

2 農地管理構想と農地改革後の農地政策

農政当局の政策スタンスをその農地観、農地政策觀を通して明らかにしてみよう。

農地改革がまもなく終わろうとしていた頃、新たな政策課題が浮上してきた。日本農業の經營構造問題である。農地改革の間は現実的な政策課題たりえなかつたが、日本農業の零細經營の問題性が忘れられていたわけではない。ただし、構想は農林省案としてまとめられることなく、大和田啓氣（その時農地部にいて農地改革の実施に当たっていた）の私案として出されている。「今後の農地政策について」⁽⁴⁾と題するものがそれである。これは一九四八年九月の全国都道府県農地課長会議で検討資料として提出され討議されていることから考え、単なる大和田の個人的な考え方とはみなせない。

そこには、「高度の資本主義体制を持つ我が国において、農地改革の所産たる独立中小農が順当に階級分化を遂げ早急に資本主義化の途を辿ることは期待できない」という認識のもとに、日本農業の現状と将来について強い危機感がみなぎっている。供出、重税、農産物の低価格、工業発展の困難さ、零細かつ基盤脆弱な農業經營構造そして迫りくる国際的競争。こうした中で、中小農としても長く安定できるはずはなく、「遂には産業」というに足りない

全く自給的性格の農業に退化するおそれさえある」と認識された。そこで提起されたのが、「農地改革の上にたつて農業經營を確立すること」、つまり零細經營の克服による生産力増強という途であった。しかしこれには重大な制約条件があった。まず、貧農がまだ数多く存在し、農外への吸収もほとんど期待できない中で、零細農の生活を犠牲にできないとなると、農地の供給は限られることになる。また当時は食糧生産の増加が至上命題であった。

以上のような考え方方に立って、農地政策の基本目標として次の二点が提起された。一つは、農地の国家的管理であり、二つは、中小農の組織化による農業生産の協同化である。

農地の管理主体は、農民の自主性を發揮させるため出来るだけ市町村農地委員会にするという考え方がとられたいた。農地の管理としては①耕作権の配分調整、②交換分合を行う権能、③農協による農地の管理、④農地の移動統制、の四つがあげられているが、とくにここで注目すべきは①である。協同化に関しては、農業の前途を考え、零細な飯米農家は漸次整理することが望ましいという立場に立って、その環境づくりに役立つものとして位置づけられていた。

①は、管理主体である農地委員会が農地の賃借権の譲渡・設定の権限を有し、耕作権の配分調整を行うものである。先に検討した「国内戦場化に伴う食糧対策」中の「農地管理」の考え方方がここに再現したのである。その具体的な方法と手順は次のようになっている。農地委員会は、粗放經營等のため現耕作者の耕作継続を「不相当」と認めた場合、その農地を「公示」し、耕作希望者を募る→耕作希望者中最適任者を選び、現耕作者との間で賃借権の譲渡・設定の協議を行うことを「承認」する→協議が整わない場合、耕作希望者の申請によって農地委員会が「裁定」を行う。もとよりこうした権能は全ての農地委員会に認められたのでなく、地区内耕作者三分の二以上の賛成が必要であるなどいくつかの条件がつけられていた。

では、耕作権の配分調整を内容とする農地管理の考え方に対する全国都道府県農地課長会議の反応はどのような

ものであったのか。会議の全体の結論として「『今後の農地政策について』……に盛られた思想、方法等を容認⁽⁴³⁾」したとされているが、細かく都道府県別に意見が分かる資料⁽⁴⁴⁾があるのでこれによって会議の状況を詳しく見ておこう。

全体で三七都道府県の意見が分かるが、その地域的な分布は次の通りであった。①耕作権の配分調整の考え方で山口県が反対意見、栃木・高知の二県が「時期尚早」とする消極的意見を出していた。②北海道・宮城・山形・福島・茨城・群馬・埼玉・千葉・神奈川・新潟・富山・長野・静岡・京都・大阪・岡山・島根・福岡・熊本・宮崎の一〇の道府県はこれに賛成であることが明らかである。その他③青森・秋田・東京・石川・福井・山梨・鳥取・広島・香川・愛媛・佐賀・長崎・大分・鹿児島の一四の都県は資料による限りこれに直接触れておらず、賛否の程は明確でない。

③のグループも必ずしも反対または消極的意見ではなかつたと考へるが、いづれにせよ、ここで次のような地域性が指摘できる。すなわち、相対的に、北海道、東北、北陸そして関東の各地方は、②の道府県が多く、他方、中國、四国、九州の各地方は③および①の都県が多かつたということである。これは全体的な農業經營規模の相違に対応したものといえる。

②のグループについて、大和田私案よりさらに徹底した意見を述べた道府県を拾いあげ、主な意見を個別に列挙してみよう。大和田私案と同じ意見を述べた府県等は除いてある。

北海道——* 疾病その他特別の理由による一時的賃貸借を除いて自作をやめるときは国が先買できるものとし、先買した農地は農協に全て売渡し共同經營の育成に役立てる。* 自作地における粗放經營等については所有権の強制譲渡（農協へ）が出来るものとする。宮城県——農地を住宅地等に潰廃した場合土地使用料等の差益金を市町村に還元するよう適切な措置を講じる。福島県——* 一時的な離作の際または農業技術が拙劣であるなど「惰農」と

戦後改革期における日本側農政当局の農業改革構想

見られる農家の農地については農地委員会が一時的に「強制管理」し、農協に耕作させる。*本人の申し出の有無にかかわらず、相続等を除く一般的な所有権移転は、農地委員会の管理のもとに農協に買収させる。群馬県——農地管理令のようないくつかの法を制定し農地の管理を強化する。埼玉県——*農地調整法第三条を改正して農地委員会を農地管理の事業主体とする。*農地交換分合に関する規定および耕地管理権と先買権の規定を主軸とした、単独法としての農地管理規則を制定する。神奈川県——農地委員会に対し、作付命令を出せる規定と、著しく粗放経営がなされる農地については耕作者を移動させられる規定を設ける。新潟県——「惰農」や「耕作無能力者」の耕作について農地委員会が他の適当な者に耕作させられることを措置する権限を立法化する。長野県——農地管理の立法化。大阪府——*農地の耕作移動については必ず農地委員会に決定権をもたせる措置をする。*農業家産法の制定。*大経営が有利になるよう税制と供出制度を改革する。*農地の共同管理の奨励と立法化（団体契約の保証、税制面での優遇、低利資金の貸付や資材の導入など）。

耕作権の配分調整を内容とする農地管理の考え方方は、私権に対する著しい制限を意味する。それは農地の利用は個人の自由意志には任せないという考え方であつて、私的所有尊重の資本主義社会では大変な権力介入になるが、この時期の日本においては、とくに異常なことでもなくなっていたといえる。それは農地改革の理念そのものであつた。つまり、農地改革が「公共の福祉」を理由として行われたことを考慮すれば、もはや個人が好き勝手に農地を所有したり利用することは許されないことになる。この点で、農地改革に情熱を燃やした大和田が、農地改革後の農地政策として農地委員会にこうした権限を与えることを提起したのは当然の帰結であつた。

そして、都道府県レベルで農地政策を担つた農地課長の中に大和田の提起を支持する者が数多きいた。否、彼らは大和田と異なり政策立案に責任がなかつた分、より露骨に意見表明し、少なからぬ者が大和田の提起よりもさらに徹底した農地管理の必要性を主張したのである。

大和田の、農地管理を軸とした農地改革後の農地政策の構想は大げさな一人よがりに偏ったものでも、誤った考え方でもなかつた。そこには、農地政策の課題と当時求められたその方位の、未来を視野に入れた正しい提起があつた。

おわりに

日本側農政当局の農業改革構想には、本稿で取り上げたものの他に土地改良法あるいは農業資産相続特例法案の立案等がある。いずれも日本側の構想の全容を捉えるためには欠かせないものであるが、機会を改めて検討することにしたい。

本稿の問題意識を簡単にいえば、戦後改革期を通して戦後農政の意味を考察する一つの座標軸を確定することであつた。さらに具体的にいえば、戦時期から敗戦を挟んで戦後改革期にいたる農政当局の活動を改めて見直し、その政策スタンスを積極的に再評価することであつた。それは、筆者が考えるに、この時期を歴史的に正しく捉える上で重要であるばかりか、戦後農政の意味、ひいては今日の歴史的な位置を考えるのに有効な視点となる。日本側農政当局の中での時代の代表的な人物を一人あげるとすれば、東畑四郎である。かつて、同じ問題意識から戦前・戦後の農地政策の展開を東畑四郎の生の軌跡と重ねて考察した。⁽⁴⁾ 本稿では政策・人物の対象を広げ、分析した。ここには、今日的につけて戦前・戦後の断絶性と連続性はどういうに論じるべきか、という問題について筆者独自の考え方があり、これに基いて問題を本格的に論じてみたいという意図があつたことを付け加えておく。また、ファクト・ファインディングという点では、本稿がやや新味を欠くことは承知している。だが、農業の戦後改革を日本側から分析することは、研究史からいつても、史実のもつ歴史的な意味からいつても、現在きわめて重要なつているという認識から、とりあえず論点を明確に出すことを優先し荒いデッサンを試みたのである。

戦後改革期における日本側農政当局の農業改革構想

日本側が考えた農業技術の普及浸透の方法も、農協に行わせようとした農業生産の協同化も、農地管理を軸とした農地改革後の農地政策も、結局実現しなかった。農政当局は、農民をよりどころに農業技術の普及浸透を考え、農民の自主性および要求に基づく農協の設立、あるいは公共的な性格をもつ農協というものを構想し、農地改革の理念、つまり農業生産のために出来るだけ有効に利用しなければならないという農地の公共性の観念を踏まえて、改革後の農地政策を考え、農業経営の確立および農業の自立を構想した。そして、こうした構想や政策スタンスは日本農業の特質を踏まえ、かつその歴史的な発展に合致したものであった。それが、戦後の日本農業の出発にあたって断ち切られた。

その意味をどのように考えるのか——。こうした視点からみると、今日の日本農業をめぐる問題状況にしても、多くの面が見えてくるはずである。

それとしても、戦時期から戦後改革期にかけての時期というのは、本来統治する側の官僚の中に農民のためにという使命感に燃え、しかも着実に数々の重要な政策実績を残した多くの官僚を生み出した点で、日本農業の近現代史上稀有な時代であった。この事実は、今日の政府と農業・農民の関係をみると、いくら強調されてもされすぎることない。

最後に、大和田啓氣が農地改革の最中疎開先の妻に宛てた書簡の一節を掲げることにする。かつてこうした意識をもった農林官僚があり、活躍した時代があったことを改めて確認してもらうために。

新聞で見ても略々わかると思ひますが、日本は今とてつもない社会変革の道を歩み始めました。そして僕が役人である事よりも寧ろその変革の担手たる戦闘的思想家として、其の態度を徐々に決定して行きつつある事を感じます。僕の今迄の生活が、そして今の生活も役人であるよりも寧ろ研究者に近いと云う事が農政課へ来、東畑四郎氏に育まれて大きな意味を持って来ました。(中略)。そしてそう、研究の成果は、愈々役人から引離

して社会運動の裡に自らを没せしめると云ふ事になるかもしません。僕にはあまり自信はないが。⁶³

注

(1) 農業経済史以外の研究を含めて歴史的アプローチを行った最近の主な研究は次の通り。樋渡展洋『戦後日本の市場と政治』東京大学出版会、一九九一年、岩本純明「戦後農政の枠組みと『新基本法』」『農業経済研究』第七一巻第三号、一九九九年二月、西田美昭・加瀬和俊『高度経済成長期の農業問題』日本経済評論社、一〇〇〇年、玉眞之介「戦後農政史をめぐる諸論点」『農業史研究』第三四号、一〇〇〇年三月、宮崎隆次「五五年体制成立期の都市と農村（一・二）」「千葉大学法学論集』第九巻第一号、第一四巻第四号、一九九四年一月、一〇〇〇年三月、空井謙「自民党支配体制下の農民政党結成運動」（北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展』岩波書店、一〇〇〇年）。

(2) 田代洋一『食料主権』日本経済評論社、一九九八年、第一章、を参照。

(3) 詳しくは、拙著『日本農地改革史研究』御茶の水書房、一九九九年、序章、を参照。代表的な研究成果として、陣営「農地改革の軌跡（一）～（三）」（『農村と都市をむすぶ』二六九一二七一号、一九七三年、後に改稿のうえ『日本農業問題の展開 下』東京大学出版会、一九八四年、第七章、に再録）、大石嘉一郎「農地改革の歴史的意義」（東京大学社会科学研究所編『戦後改革 六 農地改革』東京大学出版会、一九七五年、後に『日本資本主義の構造と展開』東京大学出版会、一九九八年、に再録）、吉田克巳「農地改革法の立法過程」（同上）、岩本純明「農地改革 I」アメリカ側からの照射」（思想の科学研究会編『共同研究・日本占領軍 その光と影』上巻 德間書店、一九七八年）、同「占領軍の対日農業政策」（中村隆英編『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会、一九七九年）、大和田啓氣「秘史 日本の農地改革」（日本経済新聞社、一九八一年）、スザン・デボラ・チラ「慎重な革命家達」（『小倉武一著作集 第三巻』農山漁村文化協会、一九八二年、所収）等がある。

(4) 例えば和合信義「農地改革と土地改良法の成立」（前掲『戦後改革 六 農地改革』）、同「農業資産相続特例法案とGHQ」（潮見俊隆他編『農村と労働の法社会学』一粒社、一九七五年）。その他、「占領政策と農協法の成立」（『協同組合奨励研究報告』第一七輯、一九九一年九月）をはじめとする合田公計氏の一連の農協法関係の研究。また、GHQ資料の翻訳では、農業関係で『農地改革』『農業協同組合』『農業』『価格・配給の安定』の四冊が日本図書センターから最近刊行された。

(5) ウォルフ・ラデジンスキイ『農業改革——貧困への挑戦』ワリンスキイ編・斎藤「他監訳、日本經濟評論社、一九八四年、三七四頁。

(6) 大和田啓氣「回想・日本の農地改革」『評論』第四八号、一九八三年七月、一七頁。

(7) 前掲大和田『秘史 日本の農地改革』八三頁。

(8) 同右書、一一〇頁。

(9) 大戸元長「国際屋の四〇年」「世界の農林水産」一九七八年七月号、参考。

(10) 大和田「農地改革」(大和田啓氣遺稿・追悼録刊行委員会編『大和田啓氣 農政に生涯を捧げて』一九八七年、一一〇頁)。

(11) 前掲大和田「回想・日本の農地改革」一二一～三三頁。

(12) この点は、すぐ後で述べる農地改革の国内的条件とともに、前掲拙著『日本農地改革史研究』でもとも強調したかった論点の一つである。

(13) 斎藤仁「ラデジンスキイ『農業改革——貧困への挑戦』訳書の書評をめぐって」『評論』第五四号、一九八六年一月。

(14) この点について詳しく述べ、「小倉武一著作集 第三卷 土地所有の近代化 下」農山漁村文化協会、一九八二年(これは『土地立法の史的考察』農業総合研究所、一九五一年、を改題したもの)、二四三頁以下、前掲暉峻『日本農業問題の展開 下』三四五～四七頁、等を参照。

(15) 「農地制度資料集成」第一〇巻、九五六～九五九頁、参照。

(16) こうした農地管理の理解は、大和田「農地政策の展開」(前掲『大和田啓氣 農政に生涯を捧げて』八〇頁)から学んだ。拙著『日本農地改革史研究』ではこうした農地の統制と管理を区別せず混同しているところがある。この点ここで断つておきたい。なお、農地の管理を狭義の管理、統制を広義の管理と区別することも可能であろう。

(17) 「農地制度資料集成」第一〇巻、九六六～六八頁、参照。

(18) 前掲大和田『秘史 日本の農地改革』七九頁以下を参照。

(19) 覚書がフィーリー文書とギルマーチンのメモ「日本の農業改革」を基に作成されたこと、さらに後者はフィーリー文書を参考にしつつ、ギルマーチンが日本の農業経済学者との対話から得た知識を基にして書かれたものであることについては、前掲大和田『秘史 日本の農地改革』七九～八〇頁を参照。

(20) 例えば広島県では、活力と経営力に富んだ中堅農民層から農業技術指導員が選任されている(『むらの指導者』2)日

本農業研究所、一九七九年、三四四頁、参照）。ちなみに、同資料で対談に応えている梶川静一は、初代組合長として農事組合法人世羅幸水農園の創立（一九六三年）と活動において指導的役割を果たした。

- (21) 井上晴丸追想出版刊行会編『井上晴丸・その人と時代 薫風去りてまた還らず』一九七四年、一〇三頁。福島要一の追想文。なお、以下は前掲拙著『日本農地改革史研究』（三七九～八〇頁）と叙述が一部重なっている。煩瑣になるのを避けるため、典拠資料が重なるものはここで一切注記を省いたので、典拠資料について詳細は拙著の注記を参照されたい。
- (22) 以上は、大槻正男「湯川君の思い出」（故湯川元威君追悼事業委員会編『故湯川元威君を偲ぶ』一九六一年、一一一、一二頁）による。大槻は湯川と農商務省同期入省で、一年間農政課で一緒にいた。
- (23) 東畑四郎「北京時代の思い出」（東畑四郎記念事業追憶録編集委員会編『東畑四郎・人と業績』一九八一年、三七一頁）。
- (24) 前掲『井上晴丸・その人と時代 薫風去りてまた還らず』一四五頁。元農林官僚久宗高の証言。
- (25) 以上については、前掲東畑「北京時代の思い出」を参照。
- (26) (27) 前掲『東畑四郎・人と業績』五五八頁。追悼座談会での大和田啓氣の発言。ちなみに、大和田によれば、東畑は事務官だけでなく、技術者の中でも信用があった。関連していくれば、東畑は新入りの農林事務官僚にはまず農業技術関係の書物を読むことを勧めたといわれる。農業技術の問題にも関心をもち、かなり精通していたことがうかがえる。
- (28) この合宿については、東畑は晩年になつても合宿を行つたことを含めほとんど何も具体的に語っていない。何を議論したかについて大まかに語っているだけである（東畑四郎「昭和農政談」家の光協会、一九八〇年、四三頁、参照）。合宿を行つたということについても、何人かの関係者によってごく断片的に語り伝えられているだけなので、資料的な根拠ということで、ここで福島要一の証言を示しておきたい。「この当時の不安定な生活の中で、秋本真次郎氏、東畑四郎氏らの考え方、鴻巣に寮が設けられる。明治初年につくられたといつ巨大な農家を買って、それを鴻巣に移し、寮にしたものだが、日本の農地改革の論議が行なわれたのは、この寮での合宿で、時は一〇年の春から夏のことである」（前掲『井上晴丸・その人と時代 薫風去りてまた還らず』一〇四頁）。
- (29) 前掲東畑『昭和農政談』三八頁。
- (30) 東畑四郎「いままで誰にも明かさなかつた話」前掲『東畑四郎・人と業績』四一七頁。
- (31) 前掲『井上晴丸・その人と時代 薫風去りてまた還らず』一四二頁。坂口謹一郎の証言。
- (32) 前掲東畑「いままで誰にも明かさなかつた話」前掲『東畑四郎・人と業績』四一八～一九頁。
- (33) 前掲東畑『昭和農政談』四二頁以下を参照。

戦後改革期における日本側農政当局の農業改革構想

- (34) 前掲『大和田啓氣 農政に生涯を捧げて』四三～五五頁、参照。
- (35) 大和田啓氣「回想・日本の農地改革（一）」「評論」第四九号、一九八三年一月、一〇頁。
- (36) 農協論史においても、この構想の実現可能性については「理念論」であったとして疑問視する見解が有力のようである。詳しく述べては、斎藤仁「戦後農協論の流れと論点」（同編『農業協同組合論』農山漁村文化協会、一九八三年）を参照。また同書所収の桑原正信「農業生産力と農業協同組合」も参照。
- (37) 『農地改革資料集成』第二巻、一〇頁。
- (38) 小倉「農業協同組合法案の成立まで」『農業団体經營実務』一九四七年一一月号、四頁。
- (39) この点については小倉武一・打越顯太郎監修『農協法の成立過程』（協同組合經營研究所、一九六一年）の座談会「農業協同組合法制定の経過と問題点」における岡田隆一の発言（六五四頁）も参照。
- (40) この点については、同右書、座談会「農業協同組合法の成立をめぐって」における平木桂の発言（七〇五～七〇六頁）も参照。
- (41) 『農地改革資料集成』第四巻、七三八～四三頁、参照。
- (42) 同右書、七五五～五六頁。
- (43) 農林省農地部『将来の農地対策について』一九四八年一月。
- (44) 前掲拙著『日本農地改革史研究』第七章、参照。
- (45) 前掲『大和田啓氣 農政に生涯を捧げて』一二二頁。